

基本方針

住民主体の地域福祉活動を推進する中核的組織として、生活がしづらいなど公助だけでは解決出来ない地域福祉課題に向き合い、解決に向けての相談・支援体制の整備を構築し、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに、役職員が一丸となり取り組んでいきます。

子ども・高齢者・障がいのある方など全ての人々が地域・暮らし・生きがいを共に作り高めあうことが出来る「地域共生社会」の実現と介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指さなければなりません。断らない相談支援体制、社会とのつながりや参加の支援、支えあうための地域づくり支援を一体的に行い複合・複雑化した支援ニーズに対応しなければなりません。

そのため、地域福祉活動計画の「自然とやさしさ心ふれあう福祉の郷」を基本理念のもと、自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、社会福祉法人や関係機関がつながりあい、地域福祉活動から良い人間関係を構築し、地域や住民ひとりひとりが主役となった支え愛のある地域づくりを目指します。

重点目標

1. 社会福祉法人として健全運営と公益的な事業の強化
2. 地域住民の参画と協働による地域福祉活動の推進
3. 総合相談・生活支援体制の確立と機能強化
4. 他機関との連携と情報共有の強化
5. 災害時対応力の向上
6. 介護保険サービスの質の向上と人材育成の強化
7. 地域包括支援センターの運営
8. 退職世代の学び・交流・活躍の場作り
9. 受託事業の適正な実施

実施事業

1. 健全運営と公益的な事業への取り組み

(1) 社協の基盤強化

- ①理事会・評議員会・監事会の開催
- ②役職員研修会等への参加
- ③組織体制強化と人材の育成
- ④財務経営管理の強化
- ⑤地域福祉活動・事業の企画及び実施
- ⑥社協会員の増強と自主財源の確保
- ⑦関係機関、団体等との連携強化

(2) 広報宣伝活動の強化

- ①社協広報の発行 年2回（全戸配布）
- ②町広報紙への掲載及び社協掲示板を利用したの情報公開
- ③ホームページ等インターネットによる情報公開

(3) 各種募金寄付事業

- ①善意銀行事業の展開
- ②共同募金運動の展開
- ③東みよし町共同募金委員会の運営（重点事業）
- ④日赤社員募集運動の展開
- ⑤災害義援金活動の展開
- ⑥児童福祉基金の設立

(4) 公益事業

- ①本会の特色を生かした福祉サービスの創出と実践

(5) 収益事業

- ①自動販売機設置事業
- ②介護用品事業
町内在住の障害者や虚弱高齢者におむつなどの介護用品を販売。

2. 地域福祉活動の推進

(1) さんわ会事業

- ①要援護者マップ作成及び更新
- ②防災・減災学習（避難訓練、防災講話・炊出し訓練等）
- ③高齢者疑似体験
- ④住民座談会
- ⑤赤十字救急法（AED体験等）講習会

(2) 地域福祉活動計画推進事業（重点事業）

地区地域福祉活動計画に基づいた町地域福祉活動計画を策定し、町福祉計画との整合性をもった小地域活動や中学校区での地域福祉活動の推進及び支援を継続的に行なう。

- ①第3期地域福祉活動計画の策定
- ②小地域福祉活動の支援

(3) ボランティアセンター事業

- ①ボランティア連絡協議会との連携強化
- ②ボランティア団体の育成及び活動支援
- ③防災・災害ボランティアセンターの推進
- ④ボランティア入門講座、体験学習、研修会等の開催
- ⑤ボランティア保険への加入
- ⑥児童・学生ボランティアの育成

(4) 見守り活動事業（重点事業）

- ①配食サービスを全町内で実施
- ②年末のもち、味噌の配食サービスの実施

(5) 福祉用具貸与事業

電動ベッド・マット・エアーマット・車椅子を短期・長期的な貸出。

(6) 世代間交流事業

- ①児童と老人会の交流活動支援
- ②幼児、児童とデイサービス利用者とのふれあい交流会開催
- ③高齢者の交通安全教室の開催

(7) こどもサロン、こども食堂事業（重点事業）

児童公園を活用した子どもや子育て世帯の居場所づくりと交流場の提供。また夏休み等長期休暇中の昼食の提供や平常の朝食を提供し、東みよし町の未来を担う子どもたちの成長を支える。

3. 総合相談事業

(1) 福祉つなぎ資金貸付事業

臨時の出費、収入の欠如等により生活を維持することが困難な世帯に緊急的に貸付を行う。

- ①生活福祉資金制度の貸付決定者
- ②母子父子福祉資金貸付制度の貸付決定者
- ③一時的に生活が困窮された方

(2) フードバンク、フードドライブ事業（重点事業）

「もったいないをありがとう」を基本理念に、食べ物や日用品の購入や入手が困難なことにより生活に困窮している方に、物品給付の支援を行う。フードドライブ事業では地域の福祉団体や他のフードバンクに寄贈し、さらに無駄をなくし支援者と受益者に安心を届ける。安定的な支援と幅広い協力と支援を行うため、西部圏域2市2町での事業推進を行う。

(3) 居住支援協議会（国補助事業）

低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯などで住宅を確保することが難しい方（住宅確保要配慮者）が、民間賃貸住宅等へ円滑に入居できるよう推進する。不動産、福祉・医療、法律、行政、研究者などの専門家で構成し、住宅確保要配慮者への相談、入居支援及び入居後のサポート等行う。

4. 他機関との連携と情報共有の強化

(1) 三機関連携相談支援体制の整備

相談者への支援を可能な限り早く推進するため、県、町、社協等各機関に相談があった際、三者が寄り合い合同で相談支援を行う。

(2) 社会福祉法人等連携事業

町内社会福祉法人や関係機関の連携を強化し、制度の狭間で残された課題を発見し解決出来るよう情報の共有をはかる。

(3) 各種福祉団体の事務局担当及び活動の支援

- ①町老人クラブ連合会
- ②町遺族会
- ③町身体障害者会
- ④町手をつなぐ育成会
- ⑤町ゲートボール協会
- ⑥三加茂福祉委員会
- ⑦ボランティア愛

5. 災害時対応力の向上

- (1) 事業継続計画（BCP）の検証及び更新
- (2) 災害ボランティアセンター設置運営訓練への参加
- (3) 防災フェスティバル2021及び夜間の防災体験の実施
- (4) 人材の育成

6. 介護保険サービスの質の向上と人材育成の強化

- (1) 介護保険事業及び障害福祉サービス事業等（利用定員増加への対応）
 - ①通所介護事業所（おおぐす荘・さざんか荘）
 - ・介護保険通所介護事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・障害者デイサービス（生活支援）事業
- ・幼児、児童と利用者とのふれあい交流会開催
- ・非常時の避難訓練の実施

②訪問介護事業所

- ・介護保険訪問介護事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・障害者居宅介護事業
- ・重度訪問介護事業
- ・生活管理指導員派遣事業

③居宅介護支援事業所

- ・居宅介護支援事業
- ・各種相談援助

(2) 介護予防事業（きらめき元気アップ教室）

(3) 人材育成（重点事業）

①担い手講習会の実施と活躍の場作り

7. 退職世代の学び・交流・活躍の場作り

(1) シルバー人材センター運営事業

60歳以上の方を対象に、短期的・臨時的な労働に従事することで生きがいの充実・社会参加促進を図る。

①短時間日常生活支援事業（新規事業）

地域ケア会議等でも常に問題としてあがっている、「ゴミ出し」「電球交換」等の日常生活支援を新規事業として実施。

8. 町受託事業

(1) ふれあいきいきサロン支え隊事業

地域の支え合いや閉じこもり防止・介護予防を目的とし、地域で自主運営されるサロン活動の運営支援を行ない、利用者及びボランティア等の身近な地域での居場所と活躍の場を創出する。またサロン運営協議会による交流や担い手の育成を行う。

(2) 介護予防事業（地域支援事業・高齢者通いの場事業）

高齢者の健康寿命を増進し、生きがいをもって活力ある生活を続けていただく為、高齢者の居場所づくりと身近な地域での相談の場を提供する。また専門職を活用した健康維持プログラムの定期的・継続的な推進を行う。

(3) 老人憩いの家・児童公園・ふれあい健康館管理事業

高齢者や障がいのある方、子ども等地域住民が安心して利用出来る居場所づくりと交流場の提供をする。また夏休み長期休暇中はプールを開園し健康増進をはかり、東みよし町の未来を担う子どもたちの成長を支える。

(4) 生活支援体制整備事業

地域住民等が主体とする協議体と生活支援コーディネーターが共に考えながら「地域における支え合い活動」を創設・展開し地域の問題解決を図っていく仕組みづくりを構築する。

- ①第2層生活支援コーディネーターの配置
- ②第2層協議体の設置
- ③サービスの開発と担い手の育成

(5) 福祉電話設置事業

要援護者世帯等で通信手段がない世帯に対して、緊急連絡を可能とする為の電話の設置を行い、互助力・共助力の向上をはかり、地域から孤立や孤独をなくす。

(6) 高齢者移送サービス事業

- ①三好地域 増川地域 東山地域 畑・法市・足代山分地域
- ②三加茂地域 大藤・奥村地域 加茂山地域 西庄・三枝地域
木藤・黒長谷・毛田・毛田西山地域

(7) 総合相談事業

①各種相談事業（各関係機関との連携）

②合同相談所開設

○三好地区

開催場所 ふれあい健康館

開催日時 毎月第2・第4木曜日 | 0時から | 2時まで

相談内容 心配ごと・人権・行政・消費者

○三加茂地区

開催場所 社協会議室

開催日時 毎月第1・第3金曜日 | 3時から | 5時まで

相談内容 心配ごと・人権・行政・消費者・身体障害者

③山間地出張相談の実施

④相談員研修会への参加及び実施

9. 市町・広域連合等受託事業

(1) 障害者地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう各種事業を実施する。

①生活支援事業

- ・自発的活動支援事業
- ・生活訓練等事業

②意思疎通支援事業

- ・手話通訳者派遣事業
- ・要約筆記者派遣事業
- ・手話奉仕員養成講座
- ③社会参加支援事業
 - ・声の広報発行事業
 - ・スポーツ大会等開催事業

(2) 東みよし町包括支援センター事業

包括的支援事業

- ①総合相談支援事業
 - ・総合相談
 - ・地域包括支援ネットワーク構築
 - ・事態把握
- ②権利擁護業務
 - ・高齢者虐待の防止に関すること
 - ・消費者被害の防止に関すること
 - ・判断能力を欠く状況にある人への支援
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備
 - ・介護支援専門員へのサポート
- ④介護予防ケアマネジメント
 - ・地域の実態把握
 - ・介護予防普及啓発

指定介護予防支援業務

- ①予防給付に関するケアマネジメント業務
- ②介護予防・生活支援サービス・事業対象者に関するケアマネジメント業務

10. 県社協受託事業

(1) 生活困窮者自立支援事業

相談支援員・就労支援員を配置し、支援員が中心となり福祉関係機関等と連携して支援調整会議を開催し包括的に相談援助業務を行う。

- ・就労準備支援
- ・家計改善支援

(2) 生活福祉資金貸付事業

- ①民生委員児童委員協議会と連携して要援護世帯への援助
- ②長期償還滞納者への償還指導

(3) 福祉サービス利用援助（日常生活自立支援）事業

専門員・生活支援員を配置し、要援護者が安心して福祉サービス利用出来

るよう援助する。金銭管理・書類預かりサービスも行ない成年後見制度利用に満たない方の支援を行う。

- ①専門員、生活支援員、推進員の配置
- ②民生委員等関係機関と連携して要援護者への援助

11. 県受託事業

(1) シルバー大学校・大学院事業

多分野の学習と講師・学生間交流を通じて、能力の再開発、地域福祉推進リーダーの養成を行う。

①シルバー大学校（60歳以上）

受講日 毎週水曜日

定員 35名（健康コース20名、ICTコース15名）

②シルバー大学院（55歳以上）

受講日 毎週月曜日

定員 15名（ICTコースのみ）

12. その他本会の目的達成のため必要な事業